

## TOPICS

### 【革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金】公募が開始されました

11月14日(月)から、【小規模事業者持続化補助金】に引き続き、【革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金】の公募が開始されました。

この補助金は、

「国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援する」

というもので、機械設備の導入や専門家経費等に使える補助金です。

今回の補助金の目玉は、補助上限額が3,000万円に大幅に増えたこと。

「第四次産業革命型」(IoT・AI・ロボットを用いた設備投資を行うこと)というのが、上限3,000万円になります。

それだけでなく、雇用・賃金拡充による上限額の増額をすることで、

「一般型」が、上限1,000万円から最高3,000万円に、「小規模型」が、上限500万円から最高1,500万円に、それぞれ増額となります。

この【革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金】を獲得するにあたって重要なことがあります。

1. 「公募要領」を隅から隅までじっくりと読むこと。
  2. ひとつひとつの審査項目に対して、内容を忠実に記載しておくこと
  3. 「加点項目」で、獲得出来るところは、確実に獲得すること
- の3つです。

特に、公募要領の18ページ～20ページの「(2)事業内容」のところや、27～28ページの「表2:審査項目」のところは、何度も何度も読み返して、「書かなくてはならないところ」を漏らさないように意識してください。採択される可能性を高めるためのヒントが、たっぷりと書かれています。

【革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金】についての詳細や、公募要領は、全国中小企業団体中央会のサイトで入手できます。

【全国中小企業団体中央会 【革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金】サイト】

[http://www.chuokai.or.jp/hotinfo/28mh\\_koubo\\_2016nov-.html](http://www.chuokai.or.jp/hotinfo/28mh_koubo_2016nov-.html)

今回の【革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金】の締切は、平成29年1月17日(火)となっています。

あと、2ヶ月弱ですので、応募を検討されている方は、お早めに作成されることをお勧めします。

#### < 発行・お問い合わせ >

西原経営支援会計事務所  
倉敷市児島上の町1丁目9番28号  
TEL 086 - 476 - 5710  
FAX 086 - 476 - 5752